

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付

緊急小口資金・総合支援資金の据置期間延長のお知らせ

【必ず読んでください】

1. お金を返すことが始まる時が遅くなりました

あなたが借りた特例貸付は、お金を返す時が2023年1月から変わりました。

2. お金を返さなくてもいい人について

お金を返すことが始まる時に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主(家族の代表)」が住民税非課税(住んでいるところに払う税金が0円)の場合。

手続き方法は、2022年5月以降にお知らせします。

お金を返す(お金を返さなくてもいい人ではない)場合は、2023年1月からお金を返すことが始まります。

お金を返す方法は2022年5月以降にお知らせします。

3. 住んでいるところが変わったとき

住んでいるところが変わったときは、必ず、4.の TEL 052-684-9766 に報告してください。

「住所・氏名等変更届」を送ります。

(必要なもの)

・「住所・氏名等変更届」

・住民票の原本(世帯全員分)または在留カード(変更後)・健康保険証(変更後の住

所有)コピー(裏・表)

4. わからないことがあるとき

愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

コールセンター ※外国語で話すことができます

TEL 052-684-9766 月～金AM9:00～PM5:00

やさしい日本語

しきんしゅるい 資金種類	たいしょう 対象	すえおききかん 据置期間の えんちよう 延長	しょうかんへんさい 償還(返済) かいしよてい 開始予定
きんきゅうこぐちしきん 緊急小口資金	れいわねんがつ 令和4年12月までに しょうかんかいし 償還開始となる貸付	れいわねん 令和4年 がつにち 12月31日	れいわ 令和5 ねんがつ 年1月～
そうごうしえんしきん 総合支援資金 しょかい (初回)	れいわねんがつ 令和4年12月までに しょうかんかいし 償還開始となる貸付	れいわねん 令和4年 がつにち 12月31日	れいわねん 令和5年 がつ 1月～
そうごうしえんしきん 総合支援資金 えんちよう (延長)※	れいわねんがつ 令和5年12月までに しょうかんかいし 償還開始となる貸付	れいわねん 令和5年 がつにち 12月31日	れいわねん 令和6年 がつ 1月～
そうごうしえんしきん 総合支援資金 さいかしつけ (再貸付)	れいわねんがつ 令和6年12月までに しょうかんかいし 償還開始となる貸付	れいわねん 令和6年 がつにち 12月31日	れいわねん 令和7年 がつ 1月～

※そうごうしえんしきん えんちよう総合支援資金(延長)は、しょうかんかいし償還開始がか変わるため、あた新しくかしつけ貸付コードをついか追加します。

れいわねんがつ
令和4年3月